

別記様式第 5（第27条関係）（平30原子規 8・全改・一部改正、令元原子規 2・令元原子規 3・一部改正）

年度 期放射線管理等報告書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住 所

氏 名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第 1 項及び核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第27条第 1 項の規定により次のとおり報告します。

事業所	名 称	
	所 在 地	

1 放射性廃棄物の廃棄の状況

- (1) 気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の濃度の 3 月間についての平均値（注 1）

（単位：Bq/cm³）

種 類 測定の箇所等		前半の 3 月間（月～ 月）			後半の 3 月間（月～ 月）		
		³ H	⁶⁰ Co	¹³⁷ Cs	³ H	⁶⁰ Co	¹³⁷ Cs
排気監視設備又は備							
濃度管理目標値							

- (2) 液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の濃度の 3 月間についての平均値（注 1）

（単位：Bq/cm³）

種 類 測定の箇所等		前半の 3 月間（月～ 月）			後半の 3 月間（月～ 月）		
		³ H	⁶⁰ Co	¹³⁷ Cs	³ H	⁶⁰ Co	¹³⁷ Cs
排気監視設備又は備							

濃度管理目標値						
---------	--	--	--	--	--	--

(3) 周辺監視区域の地下水中の放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値（注1）

（単位：Bq/cm³）

濃 度 測定の箇所	前半の3月間（月～月）		後半の3月間（月～月）	
	平 均 値	最 高 値	平 均 値	最 高 値

(4) 液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等（注2）

放射性廃棄物の種類 量	低レベル液体 廃棄物 (m ³)	低レベル固体廃棄物	
		ドラム缶 (本)	その他 (本相当)
前年度末保管量			
当該年度の発生量			
当該年度の減少量			
施設内減量			
施設外減量			
当該年度末保管量			
保管設備容量			

(5) 放射性廃棄物の埋設量等（注3）

（単位：本）

埋設施設名称			施設合計
受入数量			
埋設数量			
埋設延べ本数			
埋設容量			

2 放射線業務従事者の線量分布（注4）

(1) 放射線業務従事者の1年間の線量分布

線 量 放射線 業務従 事者	線 量 分 布 (人)				
	0.1 mSv 以下	0.1 mSv を超え1 mSv以下	1 mSvを 超え 2 mSv以下	2 mSvを 超え 5 mSv以下	5 mSvを 超え 10 mSv以下
職 員					
その他					
合 計					

線 量 放射線 業務従 事者	線 量 分 布 (人)				
	10mSvを 超え 15 mSv以下	15mSvを 超え 20 mSv以下	20mSvを 超え 25 mSv以下	25mSvを 超え 30 mSv以下	30mSvを 超え 35 mSv以下
職 員					
その他					
合 計					

線 量 放射線 業務従 事者	線 量 分 布 (人)				
	35mSvを 超え 40 mSv以下	40mSvを 超え 45 mSv以下	45mSvを 超え 50 mSv以下	50mSvを 超えるも の	合 計
職 員					
その他					
合 計					

線 量 放射線 業務従 事者	総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
職 員			
その他			
合 計			

(2) 女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を第二種廃棄物埋設事業者に書面で申し出た者を除く。）の放射線業務従事者の3月間の線量分布

放射線 業務従事者		線 量	線 量 分 布 (人)			
			0.1 mSv 以下	0.1 mSv を超え1 mSv以下	1 mSvを 超え2 mSv以下	2 mS を超え5 mSv以下
前半の3月間 (月～ 月)	職 員					
	その他					
	合 計					
後半の3月間 (月～ 月)	職 員					
	その他					
	合 計					

放射線 業務従事者		線 量	線量分布 (人)		総線量 (人・Sv)	平均線量 (mSv)	最大線量 (mSv)
			5 mSvを 超えるも の	合計			
前半の3月間 (月～ 月)	職 員						
	その他						
	合 計						
後半の3月間 (月～ 月)	職 員						
	その他						
	合 計						

注1 「気体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の濃度の3月間についての平均値」、「液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類別の濃度の3月間についての平均値」及び「周辺監視区域の地下水中の放射性物質の濃度の3月間についての平均値及び最高値」について

- (1) 「測定箇所」は、保安規定に定められた位置とし、その箇所別に記載すること。
- (2) 排気口又は排水口を保有するが、当該設備から気体状又は液体状の放射性物質の放出がなかった場合は、「放出実績なし」と記載すること。
- (3) 記載する数値は、有効数字2桁、指数表示とすること。
- (4) 「放射性物質の濃度」の検出限界濃度（測定の結果、検出限界未満（ND）の場合に限る。）を注釈として欄外に記載すること。
- (5) 1(1)及び(2)の表について、指定された放射性物質以外のもの（天然核種

を除く。)を検出した場合は欄を追加して記載すること。

2 「液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等」について

- (1) 原則として、200リットルドラム缶の本数で記載すること。
- (2) 200リットルドラム缶に入っていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。
- (3) ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。
- (4) 液体状の放射性廃棄物を蒸発濃縮及び固化して処理している場合、固化前の廃液については除くこと。
- (5) 廃止措置に伴って発生する液体状及び固体状の放射性廃棄物については、括弧書（内数）で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」とすると第二種廃棄物埋設事業者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による確認を受ける前の段階のものがある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まない。また、廃止措置計画により新たに液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管場所を設け管理している場合、当該施設の名称とともに保管量等を同様に表に記載し、その旨を注釈として欄外に記載すること。

3 「放射性廃棄物の埋設量等」について

- (1) 原則として、200リットルドラム缶の本数で記載すること。
- (2) 200リットルドラム缶に入っていないものに関しては、200リットルドラム缶に換算した本数とし、単位を「本相当」とすること。
- (3) ドラム缶に換算できないものに関しては、他の単位を用いて記載すること。

4 「放射線業務従事者の線量分布」について

- (1) 「職員」とは、第二種廃棄物埋設事業者に直接雇用される放射線業務従事者とする。
- (2) 「その他」とは、職員以外の放射線業務従事者とする。
- (3) 同一人が2以上の請負業者にまたがって作業する場合は、1人として算出すること。
- (4) 有効数字の取扱いは、「総線量」については小数点以下3桁目を四捨五入して小数点以下2桁とし、「平均線量」については小数点以下2桁目を四捨五入して小数点以下1桁とすること。「最大線量」については、その評価値を記載すること。

(5) 2(1)の「放射線業務従事者」は、女子も含むものとする。

その他

(1) 測定を実施していない項目又は設備がない項目等については、「一」と記載するか当該欄を削除すること。

(2) 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。